

業債第18号  
2021年5月7日

代理店引受金融機関本部 御中

日本銀行業務局

記名国債証券交付事務で使用する「証券交付日付印」の追加配付について

記名国債関係事務につきましては、平素格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

第十一回特別弔慰金国庫債券（以下「第十一弔慰国」といいます。）が昨年10月から発行されたことに伴い、各代理店における記名国債証券の交付枚数が増加していることを踏まえ、今般、交付事務で使用する「証券交付日付印」の追加配付の希望を受付けることとしましたので、下記のとおりご連絡致します。

記

## 1. 追加配付の対象先について

- 記名国債証券のひと月あたりの平均交付枚数が150枚以上の代理店を対象とします。
- 追加配付を希望する代理店がある場合には、当該代理店におけるひと月あたりの平均交付枚数として、以下をご参照のうえ、対象先に該当するかご確認ください。

【ひと月あたりの平均交付枚数の算出方法】

- ・ 2020年11月から2021年3月（交付月ベース）の「交付状況報告表」に記載した「月中交付高」欄の合計枚数を平均した計数

## 2. 追加配付希望の受付について

- 受付期間は、2021年5月31日（月）までとします。
- 追加配付を希望する代理店がある場合には、日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ（下記【本件に関する照会先】参照）にご連絡ください。

### 3. その他の留意事項

- 弊行で保有している「証券交付日付印」の数量には限りがございますので、追加配付の個数は、1代理店につき1個とさせていただきます。
- 追加配付分の「証券交付日付印」については、第十一号慰国の交付事務への対応として一時的に貸与するものであるため、交付枚数が減少してきたところで、弊行へ返却して頂く予定です。具体的な返却時期につきましては、来年度以降に、弊行より改めてご連絡致します。

以 上

**【本件に関する照会先】**

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ  
電話：03-3279-1111  
遠藤（内線：6081）、市川（内線：6071）